

整備行為費用申告書

年 月 日

(申告先)
横 浜 市 長

(申請者) ※協議申請者に限る
住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

狭あい道路拡幅整備に係る整備行為に要した費用について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則第 16 条第 5 項の規定により次のとおり申告します。

申請地の所在及び地番	横浜市 区
整備行為に要した費用を含む 支払額の合計	円

(注意) この申告書に必要書類を添付して提出してください。

(整備促進助成金交付決定額について)

整備促進助成金交付決定額は、条例施行規則第 15 条第 1 項 別表第 1 により算出した額の範囲内で整備行為に要した費用の額（後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは移設又は擁壁の除去若しくは築造に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあっては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。）とします。